

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(別添)

(令和4年4月1日現在)

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払わ れる報酬等	その他
	1人1ヵ 月当たり	1人1日 当たり	1人1日当たり			1人1ヵ月当たり (畳一畳につき)	
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ		
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時価 (自社製品 通勤定期券 など)
青森県	21,900	730	180	260	290	1,040	
岩手県	21,900	730	180	260	290	1,110	
宮城県	21,900	730	180	260	290	1,520	
秋田県	21,900	730	180	260	290	1,110	
山形県	22,800	760	190	270	300	1,250	
福島県	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨城県	21,900	730	180	260	290	1,340	
栃木県	21,900	730	180	260	290	1,320	
群馬県	21,600	720	180	250	290	1,280	
埼玉県	22,200	740	190	260	290	1,810	
千葉県	22,500	750	190	260	300	1,760	
東京都	23,100	770	190	270	310	2,830	
神奈川県	22,800	760	190	270	300	2,150	
新潟県	22,200	740	190	260	290	1,360	
富山県	22,500	750	190	260	300	1,290	
石川県	23,100	770	190	270	310	1,340	
福井県	23,700	790	200	280	310	1,220	
山梨県	22,200	740	190	260	290	1,260	
長野県	21,300	710	180	250	280	1,250	
岐阜県	22,200	740	190	260	290	1,230	
静岡県	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛知県	21,900	730	180	260	290	1,560	
三重県	22,500	750	190	260	300	1,260	
滋賀県	21,900	730	180	260	290	1,410	
京都府	22,500	750	190	260	300	1,810	
大阪府	22,200	740	190	260	290	1,780	
兵庫県	22,200	740	190	260	290	1,580	
奈良県	21,600	720	180	250	290	1,310	
和歌山県	22,500	750	190	260	300	1,170	
鳥取県	22,800	760	190	270	300	1,190	
島根県	22,800	760	190	270	300	1,150	
岡山県	22,500	750	190	260	300	1,360	
広島県	22,500	750	190	260	300	1,410	
山口県	22,800	760	190	270	300	1,140	
徳島県	22,800	760	190	270	300	1,160	
香川県	22,500	750	190	260	300	1,210	
愛媛県	22,500	750	190	260	300	1,130	
高知県	22,500	750	190	260	300	1,130	
福岡県	21,600	720	180	250	290	1,430	
佐賀県	21,900	730	180	260	290	1,170	
長崎県	22,200	740	190	260	290	1,150	
熊本県	22,500	750	190	260	300	1,150	
大分県	22,200	740	190	260	290	1,170	
宮崎県	21,600	720	180	250	290	1,080	
鹿児島県	22,500	750	190	260	300	1,110	
沖縄県	23,100	770	190	270	310	1,290	

※朱書の額は令和4年度から変更されています。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 《食事》…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 《住宅》…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分

（玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません）

●洋間は広さを畳数きに換算（畳1畳1.65㎡） ●ダイニングキッチン台所部分を除き換算